

公 告

下記のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び香美市契約規則(平成18年香美市規則第53号)第5条の規定により公告します。

令和7年10月17日

香美市長 依光 晃一郎

記

第1 入札に付する事項

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 工事名 | 令和7年度 香美市役所南駐車場整備工事(建築主体工事・機械設備工事) |
| 2 | 工事場所 | 香美市土佐山田町宝町1丁目56番外 |
| 3 | 工事概要 | 建築主体工事
機械設備工事 |
| 4 | 工事日数(完成期限) | 令和8年3月31日(火) |
| 5 | 予定価格 | 事後公表 |
| 6 | 最低制限価格 | 事後公表 |
| 7 | 落札方式 | 価格競争 |
| 8 | 審査方法 | 事後審査方式
入札参加資格の審査は、開札後(再度入札を行った場合は、その開札。)にその入札を保留したうえで、落札候補者にのみ必要な追加書類の提出を求めて行う。 |
| 9 | 同日落札数制限方式 | 受注可能件数届出書を提出した者のみ適用とする。 |

第2 入札参加資格の要件

この工事の入札に参加できる者は、次の要件を満たすこと。

- 1 香美市の令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2 ① 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている営業所(本社又は本店)を有すること。
② 建設業法の規定による建築一式工事業の特定建設業の許可を受けている者。
なお、支店・営業所等で香美市に登録している者については、その支店・営業所等で建築一式工事業の特定建設業の許可を受けている者。
③ 建築一式工事の等級がAランクであること。
- 3 次の要件を満たす者を、この工事の主任(監理)技術者として専任で配置できること。
 - (1) この公告以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たすものであること。
- 4 同種工事の施工実績があること。
- 5 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 6 この公告の日から開札日までの間に、香美市から指名停止措置(指名回避を含む。)を受けていないこと。
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。)
- 8 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- 9 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

第3 契約条項を示す場所 〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1
香美市役所 3階 管財課

第4 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

1 制限付一般競争入札参加資格確認申請書について

高知県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)又は香美市ホームページから申請書(様式第1号)の電子ファイルをダウンロードすること。なお、申請がない者は、落札候補者となったときに失格とする。

<アドレス> (大文字・小文字は区別されるので留意すること。以下同じ。)

電子入札システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/portal/>

香美市ホームページ <https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/>

2 提出方法

3の提出期間内に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、申請書の電子ファイルを添付して提出すること。

3 提出期間

この公告の日から 令和7年10月31日(金) まで

ただし、電子入札システム稼働時間(閉庁日(土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。以下同じ。))を除く午前8時から午後8時まで。)とする。

なお、最終日は午後5時までとする。

第5 入札参加資格の喪失

申請受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この工事の入札に参加することができない。

1 第2の入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

2 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第6 設計図書について

1 設計図書の閲覧期限及び閲覧場所

設計図書は、次により閲覧に供する。

閲覧期限 令和7年10月17日(金) から 令和7年11月7日(金) まで

ただし、電子入札システム稼働時間内(閉庁日を除く午前8時から午後8時まで。)とする。

なお、最終日は午後5時までとする。

閲覧場所 入札情報システムに掲載する。

<アドレス>

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/portal/>

2 質疑の受付について

設計図書の内容について質疑がある場合は、質疑書の電子ファイルを電子メールにより提出すること。

様式は任意とするが、Word文書形式又はExcelブック形式の電子ファイルとする。

なお、PDF形式の電子ファイルに変換された質疑書による質疑、電子メールの本文に記載した質疑、FAX、電話その他電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。

受付期間 閲覧日 から 令和7年10月30日(木) 午後 4 時 まで

受付場所 香美市役所管財課契約班宛電子メール

(電子メール) keiyaku@city.kami.lg.jp

(電話) 0887-53-3113

3 質疑の回答について

質疑の回答は、次により閲覧に供する。

回答期限 令和7年11月4日(火) 午後4時まで
回答場所 香美市ホームページに掲載する。

- 第7 入札期間 令和7年11月5日(水) から 令和7年11月7日(金) まで
ただし、電子入札システム稼働時間内(閉庁日を除く午前8時から午後8時まで。)とする。
なお、初日は、質疑回答期限の翌日の午前8時とし、最終日は午後5時までとする。

- 第8 受注可能件数届出書
同日に行う入札件数が受注可能件数を超える場合に、受注可能件数届出書の電子ファイルを電子メールにより提出すること。
受注可能件数届出書の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすること。
電子メールを送信した際は、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡すること。

提出期限 令和7年11月7日(金) 午後4時まで
提出場所 香美市役所管財課契約班宛電子メール
(電子メール) keiyaku@city.kami.lg.jp
(電話) 0887-53-3113

あらかじめ受注可能件数届出書により届け出たうえで入札を行った場合において、開札時に当該件数を超過しているときは、この工事の入札を無効とする。

- 第9 開札日時及び場所
1 開札日時 令和7年11月10日(月) 午前 10時00分 から順次電子入札システムにて開札する。
開札日当日に行う開札の順番は、香美市ホームページに掲載する。
2 開札場所 香美市役所管財課 執務室

- 第10 入札保証金
免除する。

- 第11 入札方法等
1 入札は、第7の入札期間に、電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。
2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
3 電子くじで使用するくじ番号を登録すること。
4 建設工事に係る入札においては、入札金額の登録の際に、当該入札金額の工事費内訳書の電子ファイルを添付すること。
工事費内訳書の様式は、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができる。なお、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。
5 入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
6 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、初度入札の開札日の翌日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日。)の午前10時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。なお、この場合においては、工事費内訳書の提出を求めないものとする。
7 2回目の再度入札については、6に準ずるものとする。

- 第12 入札の無効
第2の入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札、香美市契約規則第20条又は香美市

建設工事等電子競争入札心得(令和7年香美市告示第176号)第10条に該当する入札は、無効とする。

第13 落札候補者の決定方法

- 1 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札候補者として決定する。
- 2 落札決定は、開札後、落札候補者に係る入札参加資格の審査を終えるまで一旦保留する。この際、入札参加者に対して保留通知書によりその旨を通知する。
- 3 落札候補者は、以下により入札参加資格の審査に係る書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 配置予定技術者名簿(様式第3号)及びこれを証する資料

- (ア) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。
- (イ) 名簿提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
- (ウ) 挙証資料として、健康保険証(保有していない場合は、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。
なお、これらの挙証資料が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書その他挙証資料に代えてその内容を証明できるものを挙証資料として添付すること。

イ 配置予定技術者重複届書(様式第5号)(※該当する場合のみ。)

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の一般競争入札又は指名競争入札の案件(他機関発注のものを含む。)で重複して申請する場合に作成すること。

- (2) 提出期限 令和7年11月12日(水) 午後4時まで

なお、再度入札の際は、落札候補者となった旨の通知を受けた日から起算して3日目の午後4時まで。(いずれの日も閉庁日を除く。)

- (3) 提出方法 香美市役所管財課へ持参すること。

- (4) 提出書類の作成における注意事項

ア A4サイズの用紙に複写又は印刷したものを提出すること。

イ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。

ウ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合は、第2の入札参加資格の要件をみなさない者とみなす。

4 落札者の決定方法

落札候補者から提出された第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類の審査を行った結果、入札参加資格があると認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、入札参加資格があると認められなかった場合又は期限までに第4の1の申請書若しくは第13の3の(1)の提出書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から第13の3の(1)の提出書類の提出を求め、審査を行い、これによっても落札とならない場合は、決定するまで、順に同様の手続を行う。

- 5 落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより、落札候補者を決定する。

第14 契約締結期限

落札決定日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

第15 現場代理人の兼務について

香美市発注工事における現場代理人の兼務に関する取扱要領(平成26年香美市告示第141号)を満たさないため該当しない。

第16 「週休2日制モデル工事」の実施について

この工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領(令和6年香美市告示第65号)における「受注者希望型」の対象外工事である。

第17 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供すること。

第18 中間前金払と部分払いの選択

落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払いのいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

第19 その他

- 1 入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には、入札は行わない。
- 2 入札参加資格確認申請を行った者が1者の場合は、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一旦行った入札は、取替え、訂正又は取消しをすることができない。
- 4 この入札において提出された第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類は返却しない。また、提出期限後の取替えや訂正等は認めない。
- 5 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加資格の審査結果に関する通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。
- 8 電子入札システムにより第2の2の入札参加資格確認申請を行って受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 9 入札参加者は、あらかじめ香美市建設工事等電子競争入札心得及び香美市建設工事等電子競争入札の取扱いについて(令和7年香美市告示第177号)を承知すること。
- 10 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 11 契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 香美市入札参加資格停止等措置要綱(平成18年香美市告示第238号)の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 香美市入札参加資格停止等措置要綱による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第2の入札参加資格の要件のいずれかを喪失したとき。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。